

恐れ多くも日本のみならず・世界に誇る「日本経済新聞」社説に対する異論
「（四半期開示の任意化には断固反対する）とする社説に対し」

「令和 4 年 11 月 26 日（土曜日）日本経済新聞（朝刊）に、金融庁の会計改革案に対し「四半期開示の任意化には断固反対する」との「社説」が掲載されたが、この断固反対論に恐れ多くも異論あるため、掲載社説をそのまま以下に添付する。

〔社説〕 四半期開示の任意化には断固反対する

四半期決算開示は、投資家が企業の経営状況を把握するために欠かせない資本市場のインフラだ。開示義務をなくせば、企業の情報開示が後退しかねない。四半期開示の任意化には断固反対する。

四半期開示の見直しは、岸田文雄首相が「新しい資本主義」の具体策のひとつとして掲げた。

四半期開示には、金融商品取引法の四半期報告書と取引所規則の四半期決算短信が併存する。金融庁は 6 月、四半期報告書を廃止し、決算短信に一本化することを決めた。企業の負担を減らすために一本化するのは理解できる。

解せないのは、一本化後の決算短信の開示義務を将来的になくす構想が急に浮上していることだ。金融庁は 25 日の作業部会で「任意化のタイミングについて継続的に検討する」案を提示した。

金融庁は、四半期開示を、業績修正や M&A（合併・買収）など重要事象が発生したら即時に開示する取引所の「適時開示制度」に集約する将来像を描く。だが両者は情報の性質も投資家の利用法も異なる。両者を併存させ、それぞれの中身を拡充するのが筋だ。

関西経済連合会などは経営者や投資家の短期的な利益志向を助長するという理由から、四半期開示の廃止を訴えている。だが、四半期開示と短期志向の間に明確な因果関係はない。長期投資家であっても、四半期ごとに進捗状況をチェックしたいと考えている。

機関投資家が投資対象とするのは、約 3800 社の上場企業のうち数百社にすぎない。任意にすれば機関投資家からの求めがない大半の企業が四半期開示をやめてしまい、日本株市場のさらなる空洞化につながらないか危惧する。

欧州は四半期開示を任意とし、米国や中国は義務とするなど各国の対応は異なる。アジア企業統治協会（ACGA）の 2020 年調査では、日本の四半期開示は高い評価を得ている一方、開示義務をやめたシンガポールの評価は下がっている。なぜ海外からの資金流入が細りそうなことをやろうとするのか理解できない。

日本株市場は、欧米に比べ個人投資家の売買参加比率が高い。誰でも容易にアクセスできる決算短信がなくなれば、機関投資家と個人投資家の情報格差がさらに開いてしまいかねない。岸田首相は、四半期開示の任意化が、家計資産の「貯蓄から投資へ」の政策に逆行すると認識すべきだ。

引用元：日本経済新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODK254D80V21C22A1000000/>

日経の社説は、原文のまま上記の通り掲載したが、読売、朝日、毎日等他の一流紙では反対意見はなく、まして「社説」で断固反対との意見表明はありません。

朝日、読売、毎日は解説記事はわずかながら掲載していますが、社説で堂々と、“断固反対”と意見表明しているのは、どうしたことか日経のみです。

以上を踏まえ、上場企業において、約半世紀、決算事務を現実にも携わってきたものとして、無視できないので、一言申し上げる次第です。

決論として、四半期決算開示は不要であり、意味ないことをまずもって申し上げ、その根拠、理由等以下に申し上げたい。

最初に、内閣総理大臣に提案した内容をそのまま、改めて公開いたします。

日経の執筆者、関係者の方には、是非ご覧いただきたいと思います。繰り返しますが、反対し続ければ、私見として、歴史に汚点を残すことは確実だと思っていますので、日本のみならず世界初の根拠データを提供いたしますので、是非ご覧いただきたいと思います。

総理大臣

岸田 文雄 様

新しい資本主義担当大臣

山際 大志郎 様

新しい資本主義（四半期決算開示の見直し等）

に対する賛成論と提案

岸田総理大臣は、第 208(4,1,17) 回国会施政方針演説で、「已を改革する」とし、新たな時代を切り開くにあたり、その最大の原動力は、国民の声です。国民の声なき声に、丁寧に耳を傾ければ、そして国民と共に歩めば、自ずと改革の道は見えてきます。

そして、国民の皆様へのメッセージのなかで、「国民の声を聞くとは」多様な意見に耳を傾け、より良い方法やアイデアがあれば、躊躇なく取り入れ、政策を常に見直し・改善していくことです。

大切なことは、国民にとって何がベストかを徹底して追い求めることです。ともにより良い未来を築いていきましょう。と述べています。

そして、国民の幸せのために、新しい資本主義が必要である。新しい資本主義を実現するために、会計制度、四半期開示の見直しをする必要があり、実現したい。と述べられています。

以上の方針に対する賛成論と私の意見は以下の通りです。

1. 結 論

- (1) 新しい資本主義の実現賛成です。新しい資本主義実現のため、最低限、会計制度の見直し、四半期決算開示の見直しは必要であり、賛成です。
- (2) その意思のあらわれとして、「専任の新しい資本主義担当大臣、」を任命したことは、その覚悟を示したものとして、賛成です。
そして、「新しい資本主義担当大臣」の山際大臣の予算委員会でのやりとり、ほとんど拝見してきましたが、説得力ある答弁、その切れ味、素晴らしいと思いました。この大臣なら、事をなす方と期待した次第です。

2. 私の立場、立ち位置

- (1) 私は、創業 200 年余の上場企業で、主として決算業務を約半世紀にわたり担ってきたものですが、決算業務一筋に、半世紀の経験者など日本のみならず、世界にもいないのではと思われる存在と思っています。
- (2) 私は「会計・経理を変えれば、日本も世界も変わる」が信念ですが、過去において、「中間決算制度の決定的欠陥」を是正すべく改正のきっかけと、現に制度改正した実績があるが故に今回提案しているのです。

- (3) 結論として、四半期決算開示は不要です。短期志向でも役に立つなら一考の余地ありますが、四半期の業績と通期の業績とは何の関係もなく一年後の業績を見通すうえで何の役にも立ちません。短期志向の弊害どころか、国家、企業、社員、投資家にとって役に立たず、時間 資金、人材の無駄遣いです。以下にその理由・根拠等を述べます。

3. 賛成の理由、根拠等

- ①そもそも四半期決算そのものについてですが、「四半期決算とは」1年を4期に分け、3ヶ月に1度企業が公表する決算をいいます。現在、金融商品取引法により義務化されています。そして、上場企業は四半期末に、45日以内に、四半期報告書を提出する義務があります。
- しかしながら、四半期決算の実態は以下のようなものなのです。
- ②四半期決算の実態として、四半期決算の実績を掛け算しても、年度決算の業績と何の関係ありません。第一四半期が1億円の赤字だった場合、四半期ですから4掛けすれば、年4億円の赤字になりますが、絶対にそんなことはありません。
- ③また、第一四半期10億の赤字でも、第二、第三、第四四半期で10億や、20億の黒字になることもあります。
- ④その反対に、第一四半期で10億、20億の黒字でも、第二、第三、第四で、大赤字にひっくり返ることも、正常な業務運営下でも、当然にして、当然の如く、おこりえるのです。
- ⑤第一四半期が分かれば、第二、第三も同じ業績をあげるだろうと思い込み、短期業績を知りたがるが、これは素人の共通した考えで、売上と、利益とは比例も、反比例もせず、売上と利益、期中、期末の業績とは何の関係もないのが、会計の原理原則なのです。
- ⑥失礼ながら、なぜこうなのか、会計のプロ中のプロたる公認会計士にも、理解できていないのです。繰り返しますが、ほとんどの公認会計士は、会計知識はあっても、実務経験がなく、理解できていないのです。
- ⑦同じことが、大学教授にも言え、失礼ながら、大学教授であっても、会計のことについて、実務の経験もなく、その原理原則を理解できていないのです。
- ⑧「投資家」の皆様の所見に関しても、四半期開示がなくなれば、「情報公開の後退」であり、賛成できないといわれているようですが、会計のプロである会計学者、公認会計士ですら、理解していないのに、決算を組んだこともなく、会計の専門家でない投資家に、四半期決算の実態を理解できるはずないではありませんか。投資家サイドも制度そのものの真意を理解できず、制度そのものに、愚弄されていることを、理解すべきです。

四半期決算は、投資家のためになっていないことに、気が付くべきです。一期、二期、黒字だったのに、通期で赤字になっても、おかしいとは思わないのでしょうか。第一四半期、第二の実績知っても意味ないと思いませんか。こんな制度ない方が、投資家のためになることに、この際気が付くべきでしょう。

- ⑨「弁護士」の所見に関しても、法律の知識はあっても、簿記・会計・原価計算の知識も経験もない弁護士に会計制度を語る資格があるのでしょうか。弁護士に大型機械設備の設計図書いてくださいと言っているようなもので会計を語る資格はないではありませんか。

法学、理系の人たちは、簿記会計を軽視してきましたね。その結果が、審議会の皆さんが、何十年といろいろ立派なこといつてきましたが、粉飾、不正会計等なくならないではありませんか。

法学、理系出の方々は、簿記、会計の勉強してから、モノ言うべきではありませんか。

- ⑩「大手企業」の役員の所見に関してですが、大手企業で1～2年毎に昇進し、そのたびごとに他部門に移動し違う仕事をする事になれば、会計の仕事に精通するはずもないではありませんか。一時的に会計部門に所属したとはいえ、印鑑を押すのが仕事ということは、会計・経理の実務をやらないということであり、印鑑だけ押してきた人間に何が、できるというのでしょうか。それは印鑑を押す以外の能力がないということなのです。

ケンブリッジ・オックスフォード、東大・京大、早稲田・慶応でたととしても、簿記の簿の字も知らない、仕分けの伝票も書いたことない、決算を組んだこともない、会計等女子供でもできると小馬鹿にしてきた人間に、会計、決算、決算開示の何がわかるというのでしょうか。

- ⑪上場企業の考えとして、「経団連の所見」に関してですが、事務の煩雑さ等コストの問題を前面に出して見直しを提案しているやに見えますが、それも一つの理由かもしれませんが、本音は違うと思います。前述したように、もし第一でも第二でも、1億円の黒字で、自慢気に発表したのに、その後の四半期で5億、10億の赤字になり、それが適正な決算結果だったすれば、記者発表に臨む、社長、決算担当役員は、どんな気持ちで発表すると思いますか。自分でもなんだこれ、会計士もなんだこれの思いで、対応しているのです。こんなはずはない、どこかおかしい、会計制度そのものがおかしいと思いながら、制度があるから仕方なくいやいややっているのです。コストもさることながら、恥ずかしくかっこ悪いからこんな制度やめてほしいと反対しているのです。

⑫「審議会」に関しても、四半期開示を見直すにあたり、アメリカの動向を根拠に反対乃至、アメリカが見直しをしていないのに、日本で見直すのは問題ではと指摘しがちですが、アメリカがどうであろうが、関係ないではありませんか。何故なら、会計制度及び会計のレベルについてですが、アメリカの会計より日本の会計レベルの方がはるかに高いからです。アメリカの会計は、ざっくり言えば、法律違反なら監獄に叩き込むそんな感じなのです。（粉飾で懲役 25 年とか、等々）

イギリスも見直しするに至っていないと主張される方がいますが、会計の原理原則、基本の基本を理解するに至っていない国だからです。日本が先導すれば、アメリカも、イギリスも間違いなくついてきます。

⑬開示見直しを審議する立場にある {金融審議会} 委員並びに、実際に審議する「ディスクロージャーワーキング・グループ」(WG) の委員に関してですが、まず金融審議会委員に関しては、その構成は、大学教授 11 名、大手企業役員 3 名、団体役員 3 名、弁護士 2 名計 18 名であるが、その 6 割を占める大学教授 11 名はその専門が、法・経・理系がほとんどで、簿記・会計・決算実務を知らない方々です。医師に決算の良しあしを述べてくださいといっているようなもので、得るものは少ないと思います。

⑭実務について審議する「WGメンバー」に関しても、その構成は、大学教授 6 名、団体役員 6 名、大手企業役員 4 名、弁護士 2 名の計 18 名ですが、結論として、審議委員と似たり寄ったりで、大学教授にせよ、団体役員にせよ、大手企業役員にしろ、法学系がほとんどであり、医師に決算の問題点を検討してくださいと指示するがごときで、過去の会計の歴史を見ればわかるように、何も期待できないと考えるべきです。簿記・会計のことも知らずに、会計の開示がいいの、悪いのかわかるはずないではありませんか。弁護士に、胃の手術できますか。

⑮もし、審議委員、WG委員のかたが、総理大臣、担当大臣の見直し案に反対する方がいましたら、説得の切り札として、添付の私の小論文を反対する委員の方に配布し、以下のように問いかけていただきたいのです。

皆さんは「中間決算制度制定」をなぜ断固として反対しなかったのですか？粉飾や不正を推進するような制度を審議委員の皆さん方が推進し決定したのですよ。おかしいと思いませんか。と問いかけていただきたいのです。更に何故中間決算制度に反対しなかったのかその理由を公式な見解として書類で提出ください。もし、提出されない方がいらっしゃれば、今後の発言はお控えいただくことになります。これ

で発言を封ずることが出来るはずです。（私が責任者ならそうします）

⑩更に付け加えれば、上場企業約 1800 社の「3 月決算の予想と実際の精度とその乖離状況」に関し、10 年間調査してきましたが、その 10 年間の調査・分析データによれば、期末月の 3 月初旬の予想数字と、その 3 月末の実際を比較した結果、「たった 1 ヶ月前」の予測と実際を比較しても、天下の上場企業ですら、黒字予想が赤字転落したり、10 億の赤字予想が 100 億の赤字になったり、売上が予想に比べ激減しているのに利益は予想の倍になっていたり、売上が予想より 100 億も増えているのに、利益が予想の半分以上になったり、全くというべきか、予測できていない、予測できない、という結論が出ているのです。（私のこの調査は、日本及び世界初の調査です）

更に決定的なこととして、公認会計士協会会長の N 氏は、現行会計制度の下では、いかなる手法を使っても、利益予測、業績予測は不可能であると断言しているのです。だとすれば、四半期決算で、本決算まで 9 ヶ月前の第一半期での数字が、当てになるはずないではありませんか。1 ヶ月前の数字が当てにならないのに、9 ヶ月前の、第一四半期の数字など、当てになるはずないではありませんか。四半期の数字など、知ったところで、期末の業績と何の関係もないのです。

学者、会計士、アナリスト、投資家、会計関係者の皆様、このことを理解できますでしょうか、もしできないとすれば、理解したうえで会計のあり方を語るべきかと思います。

もし理解しないまま、審議を進めていけば、粉飾・不正会計を推奨するような「中間決算制度」を検討、推進、制定してきた審議委員の方々と同様、歴史に汚点を残し、自らも、業界にいられなくなるのですよ。

今回見直しないとすれば、今後更に 50 年、100 年このままで、日本は新資本主義どころか、会計を駄目にし、会計後進国になるのです。後悔したくなければ、歴史に汚点残したくなければ、四半期開開示など、廃止すべきです。

4. 私の提案

①審議会委員の意見に関しては、聞くのは構いませんが、同意する必要はありません。総理、担当大臣が、新しい資本主義を実現したいのであれば、お考えの通り実行ください。もし四半期決算開示の見直しも実現できないようなら、新しい資本主義の実現などできないと私は思います。

新しい資本主義の実現の意思が本物なら、その覚悟の証として、最低限、四半期決算の開示の見直し程度は、ぜひ実行願いたいと思います。

②会計全般に関し、会社も、株主も、社員も、取引先も、会計士も、監督官庁も、立派な意見をのべていますが、すべての根源は「経営の根源」である「利益に関し」「利益予想の

ノウハウ」が会計の世界で確立されていないということであり、それが日本のみならず、先進国と言われているアメリカ、ヨーロッパの諸国でも、そのノウハウが確立されていないということなのです。このノウハウの確立こそが、その国と国民を豊にし、幸福にするのです。

- ③ 四半期決算をやるかやらないかなど枝葉末節のことで、制度として必要なら、昔のように、中間を「仮決算」として、配当は年に一度とし、経営に専念できるようにすればいいだけのことと思います。
- ④ 全ての会計学者は、会計実務の経験がないことを素直に認め、まず何よりも「利益予測のノウハウを確立」すべく、全力を集中すべきです。それが世界中の粉飾、不正会計をなくする道であり、国家、国民、企業の幸せにつながるからです。
- ⑤ 企業会計審議会、金融審議会も、国家、国民、企業のため、つまらないことに、時間、税金を使わず、公認会計士ができないと主張している「利益予測のノウハウ確立のため」全力をかたむけていただきたいのです。
- ⑥ そして最後に、すべての政治家は、国家の予算を国民の幸せのため処理するのが使命である限り、全ての政治家は「日本国の経理係」であり、そのために、全ての政治家は、「簿記会計の勉強することを義務」とすることです。

簿記会計の知識がないから、法務大臣が先頭に立って国家の粉飾・不正決算を平然としてやり、逮捕されるのです。

「日本国の監査役」であられる東大法学部出の皆さん、法務大臣がお縄頂戴など、恥ずかしく、かっこ悪くないですか？

5. 補足（私のホームページについて）

(1) 私の主張，提案に不十分な点がありましたら、既に公表済みの私の HP をご覧いただければと存じます。

(2) ホームページの内容補足として、「会計が泣いています」を掲載しています。

- ① 赤字かくし、水増し売上、水増し利益、粉飾決算、不正会計等の行為に
- ② 簿記・会計に疎い一流大卒経理部長、会計に疎い法学部・経済学部卒のトップ、会計などどうにでもなると会計を軽くみているトップ、経営能力なく、いてもいなくてもどっちでもいいと思われるトップ等の存在に
- ③ 利益予測ができないという会計士の存在に
- ④ 反対に、会計士ができないと言っているのに、利益予測などできて当然と認識している会計学者の存在に（自分で予測したことないのに）

なお、参考までに添えさせていただきますが、私の論文、画像等が、グーグルで、ノーベル経済学賞候補として、掲載されております。 （完）

公認会計士の評価と汚点（アメリカと日本の比較）

約半世紀間、会計士とお付き合いしてきた立場から、公認会計士とは、どんな仕事をしてどんな役割、どんな評価をうけているのか、ご紹介したいと思う。町中で見かける、〇〇会計士事務所、〇〇税理士事務所等の看板を見かけるかと思いますが、規模と仕事内容も異なります。会計士のそもそもの仕事は、個人でやれるような仕事ではなく、トヨタ、日本製鉄、ソニー等々 4000 社前後の上場会社の決算が適正か否かを監査する監査業務が本来の仕事で、組織も数百人、数千人の会計士で構成されている「〇〇監査法人」という大組織・法人です。その監査法人を構成する会計士とは何か、日本の公認会計士はアメリカから導入したとされているが、そのアメリカの公認会計士と日本の公認会計士と、どこがどう違うのか、ご紹介したいと思います。「本当か？間違いではないのか？等々まさかと思われるかもしれません」が、ひとまず、ご覧ください。今日公表されている内容を整理すると概略、以下の通り。

項 目	アメリカ	日 本
1. 名 称	「米国公認会計士」	「公認会計士」
2. 資格者数	66.5万人前後 (日本の約 20 倍)	3.6 万人前後
3. 受験者数	毎年 9.1 万人前後 (日本の約 10 倍)	毎年 1 万人前後
4. 試 験	<u>国家試験でなく州の試験。</u> (まさかと思うかも知れないが、弁護士も州の試験)	<u>国家試験</u>
5. 難易度 (合格率)	50% 前後 (二人に一人合格) 難易度低い	11%前後 (10 人に一人合格) 難易度高い
6. 合格基準	落とすのが目的でなく、 自動車運転免許のように 一定水準以上すべて合格	司法試験に次ぐ超難関試験 との評価。 独占体制維持のため水準以上全て 合格でなく、一定の人数制限
7. 職 務	監査業務は限定的(監査義務なし)。 企業に勤務する場合必要な 最低限の資格(日本での簿記・	上場企業の監査が独占的主力業務。 不正・粉飾の場合、上場廃止に 追い込む強い権限を有す。

算盤の資格のようなもの)

8. デメリット ①日本の公認会計士のような
独占業務がないこと

②高度な試験でないので
日本の公認会計士より深い
知識は身につかない。

③アメリカの会計士は、日本の
会計士に比べ、知識が劣ると
の認識強く、資格を持ってい
ても社会的に高く評価されて
いない。

9. 汚 点

企業に雇用され業務につくことは
プライド許さずほとんどない。

①合格に長時間要するが、弁護士
など難関試験よりも社会的認知度
低い。

②大企業の監査が中心業務なので
一般になじみがなく、評価も批判
もされにくい。

③アメリカの会計士に比べ日本の
会計士は、難易度も社会的評価も桁
違いに高いが、どうしたことか、
「会計の基本」を理解しておらず、下
記記載の如く、これが会計士の実力
かと、とても専門家とは思えない
恥ずべき汚点を歴史に残したのです。
会計学者、公認会計士など専門家集
団が「中間決算制度」を制定した。
しかし、その「中間決算制度」という
制度そのものが違法で、中身も不適
正・粉飾・不正会計を強制するとん
でもない制度を、恥ずかしげもな
く制定し、それをよしとして推進して
きて、日本の世界の会計史に汚点を残
したのです。(制定後恥ずかしくてモ
ノ言えなくなった専門家のため、会計
改革のため、その汚点を放置できず私
が、やもう得ず軌道修正の騎手となっ
たのです。詳細・経緯は私の HP に記
載)

10. 会計士(と弁護士)に関するコメント(おもいつくまま)

- (1) アメリカの公認会計士は国家試験ではなく「各州の資格」であるのに対し、日本の公認会計士は国家試験です。なぜか世間ではこのことに関しコメントされません。
- (2) ついでに、アメリカの弁護士についてですが、日本の弁護士は国家試験であり、超難関試験とされていますが、アメリカの弁護士は、国家資格ではなく「各州単位の資格」であり、難易度も「自動車免許、美容師試験」と大差なく、受ければほとん

どが合格するレベルとされているようです。

- ① 近頃話題になっている眞子様の夫、小室圭さんについてであるが、今年7月に米国・ニューヨーク州の司法試験を受けだが、不合格との報道がなされた。
(3,10,3 日)9227 名受験、合格者 5791 名、合格率63%だか、不合格で次回再受験とのことである。
- ② 「NY 司法試験委員会」によれば、昨年(2年)7月の同試験の合格率は、なんと74%だという。受験者の4人に3人が受かっているという。米国法曹協会が認定するロースクールの卒業生の受験者に限れば、83%が合格したという。さらに小室さんが通うフォーダム大学ロースクールの卒業生に絞れば89.1%。端的に言ってしまえば、「落ちる受験生はほとんどいない」という試験なんです。
(在米ジャーナリストコメント)
- ③ しかし、小室さんの大学時代(ICU)は「教養学部」に属し、ロースクールにも通っておらず、法律を専門的に学んだことのない小室さんにとっては、合格するのは現実的にはかなり難しいと思う。(法曹関係者コメント)
- ④ 落ちるような試験でない、合格者90%以上の合格率なのに、自動車免許、美容師試験並みの試験だと言われているのになぜ落ちるのか。誰であれ、レベルに達していなければ合格しない。勉強しないで、自動車免許、簿記、算盤の試験に合格すると思いますか。レベルに達していない、ただそれだけのことだと思うのですが・・・・。
- (3) さて、会計士に話を戻しますが、考えてもみてください。貴方様の息子・娘さんが、仮に東大・一橋、オックスフォードの「教養学部」「理系学部」に合格、卒業したからといって、簿記・会計の勉強もせず、会計士(弁護士も)の試験に合格すると思いますか？それは無理でしょう。
- (4) 会計の基本の基本とされる「簿記」についてですが、一般の方は、「そんなもの」との意識が定着しているかもしれませんが、専門家の会計学者、会計士ですら、理解できていない、奥行きの深い分野なのです。実のところ、「簿記の学習・研鑽がいかに大事か」一橋・東大、早稲田・慶応、オックスフォード・ケンブリッジ出の、会計学者、会計士にも、理解できていないことが、今日においても存在するのです。
私が「会計の歴史の1ページを変えた」内容と経緯にご関心のある方は、「騙されたと思って」、私のHPに目をとおしてみてください。
- (5) 日本の世界の会計基準には問題が山積しています。売上を計上する場合の「売上計上基準」ひとつとっても、「現金売上基準、出荷基準、納入基準、工場内検収基準、客先工場内検収基準、輸出船積基準、輸出海外工場内検収基準、請負契約の全工程完成基準、「請負工事の進行率基準」、客先受入証明書基準、客先検収書基準等々、10 から 20 前後の基準があるのです。どれを選択するか、これらの一つ

違っても、粉飾・不正会計につながるのですが、専門外の教養学部、理系出身のかたに、これだけのこと理解できますか？

会計士の皆さんに改革が無理なら、会計士とお付き合いのある皆様に、上場企業で決算業務の経験のある方に、「問題山積の日本の、世界の会計の歴史の1頁」を変えていただきたいのです。

これまでの経験を生かすべく、ご一緒に立ち上がりませんか（完）

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

令和3年9月2日現在

座 委	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
	員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
		上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員
		上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所 弁護士
		近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者エグゼクティブ ディレクター
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
		熊谷 五郎	みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
		黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
		小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
		佐々木 啓吾	住友化学株式会社 常務執行役員
		三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
		高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
		田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役員副社長(海外担当兼 SDGs 担当)
		永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人
		中野 貴之	法政大学キャリアデザイン学部 教授
		藤村 武宏	三菱商事株式会社 サステナビリティ・CSR 部長
		松元 暢子	学習院大学法学部 教授

オブザーバー

全国銀行協会 東京証券取引所 日本監査役協会
 日本経済団体連合会 日本公認会計士協会 日本証券業協会
 日本労働組合総連合会 法務省 財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会委員名簿

(令和3年6月30日現在)

	氏名	現職
会長	徳賀 芳弘	京都先端科学大学理事・経済経営学部長 京都大学名誉教授・特任教授 京都大学経営管理大学院客員教授
委員	石原 秀威	日本製鉄(株)常務執行役員
	岡田 譲治	(公社)日本監査役協会最高顧問
	金子 裕子	公認会計士、早稲田大学商学学術院教授
	川村 雄介	日本証券業協会特別顧問
	住田 清芽	公認会計士
	田代 桂子	(株)大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長
	橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	林 隆敏	関西学院大学商学部教授
	挽 文子	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	堀江 正之	日本大学商学部教授
	松岡 直美	ソニー(株)執行役員
	水口 啓子	(株)日本格付研究所審議役
	弥永 真生	明治大学大学院会計専門職研究科教授

[50音順、敬称略]

委員一覧（2021年4月1日現在） [編集]

企業会計基準委員会の委員は企業会計基準委員会のホームページで公開されている^[3]。

役職	氏名	備考
委員長	川西 安喜（常勤）	会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）議長
委員	広瀬 英明（常勤）	企業会計基準委員会委員（常勤）
委員	矢農 理恵子（常勤）	企業会計基準委員会委員（常勤）
委員	小倉 加奈子	日本公認会計士協会 副会長
委員	熊谷 五郎	みずほ証券 （株） グローバル戦略部 産官学連携室 上級研究員
委員	小出 篤	学習院大学 法学部教授
委員	五反田屋 信明	東電設計株式会社 経営管理ユニット経理部長
委員	塩谷 公朗	三井物産株式会社 監査役
委員	丹 昌敏	住友化学株式会社 経理部長
委員	徳賀 芳弘	京都先端科学大学 理事・経済経営学部長、 京都大学 エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム委員長
委員	平井 直樹	野村證券 IB ビジネス開発部 財務戦略グループ シニア・オフィサー
委員	藤田 智道	みずほフィナンシャルグループ 主計部長 兼 みずほ銀行 主計部長 兼 みずほ信託銀行 主計部長
委員	渡部 仁	日本生命保険相互会社 理事保険計理人

企業側からみた中間決算制度の問題点（要約）

（副題）企業会計審議会，日本公認会計士協会は罪万死に値する

企業会計審議会、日本公認会計士協会は、昭和53年の中間決算制度の大改革以来この平成15年に至る20年余重大かつ救いがたい過ちを犯してきた。

会計制度は改革の名の元に再び弄ばれようとしている。これまでの中間決算制度は投資家保護のため画期的制度として改革されたものであるが、この20年間の中間決算とは一体何であったのか。「中間決算は通期業績予測に役立つものでなければならない」とした基本理念はどうであったか。別紙本文で述べているごとく、何ゆえに何の役にもたたなかったのか（筆者からみて始めから自明の理であったが）、結果に対する責任がゼロである組織・団体などありえないが、責任者は一体誰か、両団体はそれぞれの責任において、中間決算制度とはなんであったのかを検証せよ。そして、制度のどこに致命的欠陥があったのかその検証結果をまずもって投資家（国民）に明らかにせよ。政府機関、経済界、監査会社に対しても、総括し結果責任を明らかにせよ。両団体が権威と責任ある立場にあり、プロ集団と自認しているなら、結果責任を明らかにするのは当然の責務である。反省も、結果責任を明らかにせずして、投資家、企業、関係団体に対し、もの申すなどもってのほかである。投資家、企業等は馬鹿集団ではないのである。

企業会計審議会に関しては、利益とは何かも理解せず、決算を組んだこともなく、まして「利益予測もしたことのない」審議委員が、会計制度をけいけいにいじくるのは論外である。

また、日本公認会計士協会に関して言えば、中間決算制度改革時において、企業会計審議会委員の職にあった当時の日本公認会計士協会会長は、「中間決算は通期損益の予測に役立つものでなければならない」と自ら制度制定に参画していながら、一方で「現行会計技術ではいかなる手法を使っても利益予測は不可能である」と臆面もなく、公式見解として断じてきたのである。もし、これが今日においても日本公認会計士協会の公式見解であり、公認会計士全員の総意なら、そのような団体も会計士も、投資家、企業、日本経済にとってもはや無用の長物である。

企業会計の良し悪しを論ずる以前の問題として、皮肉なことに中間決算制度制定そのものが、企業に粉飾決算を義務付けているものになっていることも理解できない企業会計審議会、また、制定した制度の下で、自ら粉飾監査をしていることにさえ気がつかないで20年余に亘り平然として日本公認会計士協会は、会計制度を根本からゆがめ、この20年投資家を愚弄してきただけでなく、企業会計、日本経済を毒してきたのみであり、自主解体・廃業に値する。

昨今、これまでの官主導の企業会計審議会を解体し、新たな民間主導の審議会制定の動きがあるのは当然のことである。

しかしながら、投資家のため世界に類のない画期的な中間決算制度を作ったと称しながら、「現行会計制度の下で、いかなる会計手法を使っても利益予測は不可能である」と断じてきた会計関係者が、新たな組織・集団を設けて制度を論じあったとしても、会計の基本認識、本質が変わらない限り、何ら変わらず、筆者から見て茶番なだけである。

会計のグローバル化、あるいは投資家のためと称し、「利益の予測計算もできない集団」に対し、「企業経営の継続性に関する意見表明をさせよう」との動きがあるが、両団体は20年前と同じ過ちを再び犯そうとしていると警告しておきたい。

両団体は、企業会計の良し悪しを論ずる前に、自らの能力改革こそが課題であり、両団体の会計に関する基本的認識は企業の認識に比べ20～50年遅れていることを指摘しておきたい。

小生の論文「企業側から見た中間決算制度の問題点」に対する見解

沼田 嘉穂 博士（経歴；明治38年生、東商大〔一橋大〕卒、横浜国立大名誉教授、簿記論
会計学の権威者、高校・大学の簿記会計の教科書等多数出版している権威）

小論文をものにしたある年度の日曜日、東京・田園調布のご自宅を訪問することになっていたが、病気で倒れ、訪問が実現しなかった。しかし、回復後書状による回答をいただいた。その回答の概要及び博士の主張は以下のとおりである。

1. 現行の”企業会計原則”そのものを否定する立場にあるので、今回の中間決算制度など、
的外れの実につまらんものである。
2. 中間決算を制度で定めること自体が不当であると思うので、何の実質もないこの中間決算
制度を廃止して、あくまで「仮決算」として、企業の自由に委ねるべきものと思っている。
3. とにかく、中間決算制度を批判する点では一致するが、私は中間決算を制度として認めな
い。実質も何もなく、実につまらんから廃止せよという立場であり、貴下は、中間決算
そのものを認めた上で、見直せという視点、立場の違いがあるものと思われる。
4. その他、当時沼田博士による最も新しい著作「企業会計原則を裁く」（昭和 54 年 12 月
10 発行。小生の小誌発行が 54 年 9 月 3 日なので、小生より 3 ヶ月後のもの）のなか
から関連する事項を抜出し以下参考に供したい。
 - A. 中間決算について
 - ①中間決算制度は、全く「奇怪」なものである。
 - ②中間財務諸表の意見書、基準、規則、要領ではほとんど無駄な説明を繰返して「場」
を作っているが、通読していて全く飽きがくる。
 - ③企業会計審議会が作成した一連の書き物は、大学生がいやいや書いた卒業論文程度
のもので、新鮮味も、実質もなく、見るべきものは皆無である。
 - ④税法でも、中間決算を細かく規定することなく、会社の自由に委ねている。余計な
規定など不要であり、節税にもならない。
 - B. 企業会計原則そのものについて
 - ①企業会計原則及びこれらに付属する一連の公の書き物は、早急に廃止すべきである。
 - ②企業会計審議会は、次々に「下らない仕事を探し求め、余計なことに口をはさみす
ぎる」企業会計審議会の任務は現在終了しており、「解散すべきである」血税の浪
費のみならず、あまたの弊害を生む。
 - ③企業会計審議会の委員は、会計学会の最高権威者であると思い込んでいるようだが、
決してそうではない。審議会委員のやっていることは、「会計学者の恥であり、後
世の物笑い」の種である。と。
5. 以上の点から、私見として要約すれば、以下の通りとなります。
 - ①博士は、中間会計制度を審議し制度化した・大蔵省・企業会計審議会の委員を、

「会計学者の恥、後世の物笑いの種」と一刀両断にしたのである。

- ②失礼ながら、ほとんど同感であり、小生若き日現役として、組織人の一人として、会社にはねかえってることが予想され、危険ではあったが、本制度は、企業に粉飾決算を奨励するものであり、公認会計士・監査法人は、粉飾決算奨励業になるから、おやめなさいと、時の企業会計審議会、法務省民事局、日本公認会計士協会等、時の権力に異論を唱え、小論をものにしたのである。しかし、時の権力から一人として公式な反論はせず、「都合悪いことは隠すの人間心理」から、表面化することなく、時間はかかったが、小生の主張どおり誤りが根本的に正されたので、会計の歴史の一ページが変わったことは事実であり、遅まきながら、制度改革の旗手と自負しているところである。伊戸川 匡

小生の論文「企業側からみた中間決算制度の問題点」に対する見解

高崎経済大学 経営学科長 吉原 茂教授

(経歴；昭和9年生、中央大学卒、簿記論・管理会計の権威)

小論文をものにした若き日、地元であり、管理会計等の立場から意見をうかがうべくご自宅を訪問し貴重な以下コメントをいただいた。

1. 今回制度化された「中間決算制度」を「管理会計」の立場から見ると、全くありえないこと、とんでもないことが書いてある。
2. 財務会計の立場だけで考えられており、管理会計を理解している人達を作ったものとは思えない。
3. この制度を作った関係者は、会計の何たるかを理解していないように思われる。お粗末の一語につき、同業の一人として、恥ずかしく、情けない思いがする。
4. 真面目に考えれば考えるほど、矛盾に満ちた制度であり、企業や投資家を愚弄するものである。
5. ほとんどの会計学者、公認会計士もこのことに気がついてはいないだろう。特にこの制度を作った企業会計審議会委員諸氏、日本公認会計士協会会長 中瀬宏通氏は特にひどい。これが会計士かと言いたい。しかし、いずれ関係者気がつく時が来るであろう。気がついたその時、会計学者、公認会計士諸氏は恥ずかしくて、発言などできやしないであろう。
自分たちはいかに無能であったかを天下にさらすことになるから、発言などできるはずないのである。
6. 上場会社の多くも、当然このことに気がついてはいないであろう。しかしいずれ気がつく時がくるであろう。
7. 貴方から指摘を受けて改めて、思ったが、これらのことも一つだが、日本を含む世界の

会計の世界の未開発なこと、水準の低さ、閉鎖性、馬鹿さ加減に嫌気がさし、会計学から足を洗い、「経済学」へ転換するきっかけになったのです。

転換後、アメリカのガルブレイズ教授の下で、経済学を学び、つい先般帰国したばかりなのです。

大変ではあるが、専門家・会計学者・当局ですら、理解できていない世界であり、当事者の民間企業から声を上げ、じっくりと腰を据え、変えていく以外ないのではないでしょう。

以上、制度導入当時から、小生の論文を全面的に裏付けていただいていたのである。

伊戸川 匡

小生の論文に関する関与公認会計士の感想・見解（要約・メモ）

公認会計士岸 賢氏（後の、朝日監査法人、あずさ監査法人 代表社員）

昭和 54 年 4 月 28 日（約 40 年前）

伊戸川 匡

（この後 54,9,3 付で企業経営協会より小誌発行）

企業側からみた「中間決算制度の問題点」について

今から約 40 年ほど前、わが国における画期的な会計制度として中間決算制度が制度化されました。しかし制度化前の試案の段階から本制度に疑念をいただいていた私は、約一年程の期間をかけ、世に問うべく別紙小論を書き上げました。この制度が制度化されれば、ことの成り行きによっては、結果としてこの制度は粉飾決算奨励制度、公認会計士は粉飾決算奨励業になりかねず、監査法人は監査不能になりかねない重要な問題を含んでいるので、関係する法定監査人の公認会計士責任者に事前に通告しておく必要を感じ、その結果を踏まえて、如何に対応すべきか方針をきめるため協議相談いたしました。その結果は以下の通りでした。

1. 関与公認会計士責任者の感想・見解（企業経営協会より小誌発行前の原稿段階の事前相談・協議）

- 1 読んだ率直な感想として、自分もそう考える。全くその通りと思う。立場上「この制度を是とし、監査する立場として」表だっては言えないが、大変重大な課題と思う。
- 2 今のところ、少数派だと思うが、なんとなくそう感じている人も多いのではと思われる。発表すれば、大きな反響があるのではないかと大いに発表すべきである。会社の PR にもなるのではないかと。
- 3 専門誌等については、決まりきった人の、決まりきった内容のことが多い。こういうのは歓迎されるのではないかと。

-4 「中央経済社」、「産業経理」等はどうか。

2. 留意点について

- 1. あまりきつい表現をすると、会社（貴方の）にはねかえってくる恐れもあるので、言葉遣い・表現には気をつけたほうがよいのでは。
- 2 「有用な会計情報とは何か」について、たたいておく必要がある。
- 3 実績数字については、それなりに会社の意思が反映されたものとして、出どころを、はっきり東洋経済社の「会社四季報」より引用したと明記すべきかと思うが。
- 4 中間時と期末期の乖離差がありすぎることに關しては
 - ① 中間時は、たしかにこうであったが、その後の経営状況の変化、経済情勢の変化により、十分その変動も考えられるが、それにしても、制度が想定しているものとの乖離がありすぎる。
 - ② 比較して、違う違うと強調するだけでは、独善ととられる恐れもあるし、逃げられる。そういうことは承知の上で、ということを示しておく必要があるのではないか。

3. 上記コメント等に対し、大事なことなので、再確認したいのと、「これまで、学者、会計士の世界からも、世間・業界、マスコミでも、何らの異論が出ていませんから、これらを発表したとして、二部上場の一経理課長風情がと無視されるか、相手にされないこともありうると思われますが、法定・関与会計士さんの見解を改めて、確認しておきたいのですが」に対し、以下のコメントがあったので、再度整理しておきたい。

- 1 結論として、この原稿通りと、認めざるを得ない。
- 2 しかし、現在のところ、大蔵省、学者、日本公認会計士協会（本部）、本制度を審議・決定した大蔵省・企業会計審議会委員の間においても、漠然とした疑問はあっても、ここまで取り上げたような結果や、問題になろうとは思ってもいないし、討論もされていない。
- 3 この原稿を読んで自分は「全くその通りと理解」したが、しかし、そうは言っても、自分達はこの制度を守り、企業に守ってもらう立場にあり、「今更こちらから、間違っていました」と公表はできない。
- 4 しかし、こうして、現に指摘された以上、「自分たちは、自信をもって監査できなくなる」。今後このような意見が益々増えてくるとすれば、そして、投資家からも指摘されるようになれば、是正する以外なくなるだろう。
- 5 われわれの立場からは是正をとはいえない。企業の立場で発表し、是正の糸口にしてもらいたい。
- 6 いまのところ、全くの少数派だとは思いますが、「大きな反響」があるだろう。と思う。
- 7 この重要性から言って、一流誌の「産業経理」、「中央経済社」の何れかに、お願いしてみたらよいのではないか。とのことであった。

4. 以上に対し、私見として「これまで、諸先生の可能な限りの文献に目を通し、決算の実態を調べ、大蔵省担当官、超一流企業と称する経理担当乃至関係者（日立、東芝他）、銀行マン、証券マン、新聞記者等その筋の専門家の方々と交流を通じてきたが、更にこれらの経験を活かし、しかるべく発表の機会を得るべく対応していきたい」と。
5. その後、社団法人「企業経営協会」より小論を発表することとなったが、それなりに「信じがたい反響」があったことをお知らせしておきたい。この論文を発表すれば重大な影響を与えるとする関与会計士さんの説からすれば、私が「制度改革の旗手」ということになります。関係者・当局は「不都合なこと・隠したいこと・恥ずかしいことには、触れない・隠したい、の人間心理」により、是正の理由・根拠について述べてはいないが、「昭和 52 年の制度制定から平成 10 年の改革に至るまで 20 年を要した」ものの、私の主張どおり「中間決算制度の誤りが是正」されたのである。もし過去 20 年間の決算の状況を中間決算制度の主旨に沿って洗い直した場合、いかなる事態になるであろうか？

全上場会社は、名称は粉飾決算であれ、不正会計であれ、なんであれ、粉飾決算・不正会計を義務づけられたこと、大蔵省・企業会計審議会、公認会計士など無用の長物であったことが、明らかになるであろう。実務家として、100～1000 %保証する。東芝の不正会計に関し騒ぎ立てているが、起こるべくしておこることで、会計の世界全体からみて、些細なことである。会計の基本の基本を理解しない限り、問題解決は永久に不可能である。分かり易くいえば、東芝を含め、日立、コマツ、ナショナル、NEC、雪印、三菱重工、三洋電機、石川島重工、川崎重工等々一流企業と言われている企業が有力経済誌で「業績予想が当たらない会社・信用できない会社ランキングの上位」に羅列され、しかも破綻した企業含め当てにならない常連企業として、同じ土俵ににいるということをご存知ないのであるか。会計に携わる関係者よ、そろそろ目を覚まされよ、と言いたいところである。

6. 世の中のことは複雑です。世の中のことは、本当はなに一つ、確実にわかっていないのです。現代の医学、生理学、心理学など、全ての学問や理論も、人間でいうなら「まだ小学生の域にも達していないのではないか」と、作家・五木寛之は述べています。

会計の世界でも、この程度のことには 20 年も要するとは、日本の会計の世界も「大学までに例えると、まだ小学生の域にも達していない」のではないかというのが、半世紀以上実務の世界にたずさわってきた私の率直な印象です。

会計の世界には、まだまだ解決を要する未解決の重要な基本的な課題があり、願わくば、次は「中学生の域の課題」に取り組み、会計の世界（日本、アメリカを含む世界）

のレベルアップに多少なりとも役立ちたいものと願っています。

以上